

告 示

埼玉県告示第七百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸広本社

埼玉県川越市新富町二丁目六番地一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一二八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七九二台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）東駐車場 午前九時四十五分から午後八時

西駐車場 午前九時四十五分から午後八時

第5駐車場 午前九時四十五分から午後八時

立体駐車場 午前九時四十五分から午後八時

（変更後）新富町パーキング 午前九時四十五分から午後八時

東駐車場 午前九時四十五分から午後八時

西駐車場 午前九時四十五分から午後八時

第5駐車場 午前九時四十五分から午後八時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年二月十七日外

二 届出年月日

平成二十九年六月十六日

二 縦覧期間

平成二十九年六月二十七日から平成二十九年十月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年六月二十七日から平成二十九年十月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課